

[論 文]

英語における文副詞構文と文副詞対応形容詞 叙述構文の情報構造の相違

鈴木博雄

1. はじめに

文副詞を含む表現形式(文副詞構文¹)は、文副詞に対応する形容詞を用いた表現形式(文副詞対応形容詞叙述構文²)に書き換えられる場合と書き換えられない場合がある。(1a)と(1b)の両文のように書き換えができない場合は、総じて、意味論に立脚した説明が可能である。一方、(1a)と(1c)の両文は、その指示的意味(referential meaning)の同一性を保ちながら、談話・文章レベルでの置換は可能なのだろうか。

(1) a. Certainly, he ate a lot.

b. ≠ It is certain that he should have eaten a lot.

c. = It is certain that he ate a lot.

(a., b. は Greenbaum (1969: 98), 下線筆者³)

本稿の目的は、(1a, c)のような表現形式の情報構造の相違に視点を置いた考察を行うと、両形式間に異形同義関係は認められないと結論づけることである。なお、結論に至る過程で、(2)の3点に視点を置きながら論を展開する。

(2) a. 文副詞の本質的な機能は「認識様態表示機能」である。同機能は、文副詞に場面設定子の機能を担わせる。この場面設定子は後続の主要命題内容を新情報として聞き手に提示するサスペンス効果の役割を果たす。

b. 文副詞に対応する形容詞の本質的な機能は、既知情報に準拠する情報としての解釈が可能な主要命題内容を叙述することである。同情報は、先行文脈内の既出表現に、「繰り返し」、「言い換え」、「敷衍」等を施すことにより、具現化される。このようにして具現化された表現を本稿では、「既知情報準拠表現」と呼ぶ。

c. 文副詞及びそれに対応する形容詞は、主要命題内容を発話する糸口となった情報源に聞き手を誘導する機能(証拠属性表示機能)を担う。

2. 文副詞及び文副詞対応形容詞叙述表現が従える主要命題の情報特性

2.1 文副詞構文及び文副詞対応形容詞叙述構文が異形同義の関係にあると見做されてきた要因

本節では、①文副詞構文の認識様態表示機能、②文副詞対応形容詞叙述構文の主要命題叙述機能、③両構文に共通に観察される証拠属性表示機能に視点を置きながら、両構文が異形同義の関係にある

と見做されてきた要因を具体的に探る。

2.1.1 文副詞の認識様態表示機能と文副詞対応形容詞の叙述機能

従来、文副詞の本質的機能は、総じて、「主要命題に対するコメント付加機能」と規定されてきた。例えば、(3a)において、luckily (態度離接詞⁴)は主要命題 she was in time に対する話し手の認識様態を表す機能を担っている。つまり、「彼女が間に合った」という事態に付帯する状況を表示しているのである。ここで言う「付帯状況」とは、〈私(話し手)が主要命題内容について運のよい事態(event)であったと認識している状況〉を指す。この心的状況の下で、話し手は主要命題内容を表現していると考えられる。

(3) a. Luckily, she was in time.

b. = It was lucky (that) she was in time. (Greenbaum (1969: 161))

一方、(3a)と異形同義の関係にあるとされてきた(3b)における lucky は、主要命題内容の属性を新情報として叙述する述語としての機能を担っている。文副詞の「(主要命題内容に対する)話し手のコメント付加機能」と形容詞の「(主要命題内容の)属性叙述機能」は類似した概念であるが故に、文副詞構文の多くは文副詞対応形容詞叙述構文に書き換え可能であるという誤解に対する明示的な修正がなされなかったのであろう。むしろ、文副詞とその形容詞対応形の本質的機能を(4)のように規定することにより、両者の機能が明確に区別される。

(4) 文副詞は主要命題に対する付帯状況として、話し手の認識様態を表示することをその本務とするのに対し、文副詞対応形容詞は主要命題の属性を叙述することをその本務とする。

2.1.2 主要命題の内容を主張するに至った情報源を合図する機能—証拠属性表示機能—

さて、文副詞にもそれに対応する形容詞にも、話し手が主要命題の内容を主張するに至った動機(情報源)(source of information)を合図するという共通の特性、すなわち、「証拠性」(evidentiality)というモダリティー成分が内包されているということについては、英語叙述修飾構造論において、これまで、必ずしも、十分な議論がなされてこなかった。筆者は、この「証拠性」こそが、文副詞構文と文副詞対応形容詞叙述構文の多くが異形同義関係にあると見做されてきた遠因であると考えている。

そこで、本項では、Palmer (1986, 2001²)などで論じられている、証拠属性を具現化させる証拠性についてその概要を纏める。なお、「証拠性」の具現形を、筆者は、「証拠属性表示表現」と呼ぶことにする。

Palmer (2001: 22)は、証拠性をモダリティー(modality)の下位カテゴリーに位置づけた。証拠性(証拠的モダリティー)は、更に、報告的モダリティー(reportive modality⁵)と感覚的モダリティー(sensory modality)に分類される。一方、Aikhenvald (2004)は、証拠的モダリティーを直接体験的モダリティー(firsthand modality)と間接体験的モダリティー(non-firsthand modality)に分類し、両者の意味特性を(5)のように細分化した。Palmerの証拠的モダリティーを詳細化したのがAikhenvaldであると言えよう。

(5) a. Firsthand modality: visual modality, sensory modality

b. Non-firsthand modality:

inference modality, assumption modality, hearsay modality, quotative modality

(Aikhenvald (2004: 65) に基づき, 筆者一部表現変更 (内容同一))

英語の文副詞及びそれに対応する形容詞において, 証拠属性はどのように観察されるのだろうか。(6) の下線部が含意する情報源として, (6a) の preferably, preferable は話し手が「感覚的 (sensory) に直接, 感取した内容」, (6b) の possibly, possible, clearly, clear は話し手の確信度を決定づける「推定内容」 (inference), (6c) の reportedly, reported は「伝聞内容」 (hearsay) を, それぞれ情報源としている。

(6) a. 1. Entries are preferably submitted in ink.

2. It is preferable {that entries (should)/for entries to} be submitted in ink.

(両文, Greenbaum (1969: 109))

b. 1. {Possibly, Clearly}, Tom is a genius.

2. It is {possible/clear} that Tom is a genius.

c. 1. Reportedly, he has left London.

2. It is reported that he has left London.

(1. は Greenbaum (1969: 225), 2. は同書 p. 225 に基づく)

d. 1. Confidentially, Tom loves Mary.

2. I am going to be very frank and confidential with you, as is right for two people who have joined hands for life in love and friendship.

(2. はインターネットにて採取⁶)

(6d-1) の confidentially は話し手の持つ情報を自ら引用 (quote) するときの様態を表す「メタ表示」 (metarepresentation) の機能を担う。つまり, confidentially は, 主要命題内容を主張するための情報源である「話し手が内緒にしておかなければならないと想定 (assume) するに至るまでの情報」が話し手の脳内に存在することを含意しているのである。なお, confidentially を含む文副詞構文については, それに対応する文副詞対応形容詞叙述構文がインターネット上では見い出せず, (6d-2) のような構文化されていない形容詞表現が散見されるくらいであった (この文脈では, 話し手 (書き手) が文脈中の聞き手 (登場人物) に「内緒にしておきたい」主要命題内容が, (d-2) に後続する発話・文として具現化されている)。

文副詞構文と文副詞対応形容詞叙述構文は, 証拠属性表示機能を共有している。このことが, 談話レベルにおいて, 両構文間に異形同義の関係は成り立たない (両構文の具現形の情的意味 (emotive meaning) は異なる) という議論を遠ざけてきた要因であると考えられる。換言すれば, 談話レベルにおいて両構文間に異形同義性は成立しないことを主張するには, 文副詞の認識様態表示機能と, 文副詞対応形容詞の主要命題内容叙述機能に立脚した議論が重要となる。

2.2 場面設定子としての文副詞のサスペンス効果—主要命題の新情報化—

(7a) の certainly は, 主要命題内容に対する話し手の認識様態 (話し手が主要命題の内容が真であると

信じている状況)を表すと同時に、主要命題内容を言語化するための原因となった情報源に聞き手を誘導する機能を担っている。

(7) {a. Certainly, b. Surprisingly}, he ate a lot. (a. = (1a))

同様に、(7b)の surprisingly についても、主要命題内容に対する話し手の認識様態(話し手が主要命題の内容に対して驚いている状況)を表すと共に、同副詞の意味に内包される「意外性」を感じる原因となった情報源に聞き手を誘導する機能を担っている。

(8a)において、「マサラチクピー (masala chickpea) という食べ慣れていない豆を彼 (he) がたくさん食べてはくれないだろう」という「予測」(波線部)が、surprisingly に先行している。波線部は、話し手の予測を裏切る意外な命題内容を出すための情報源としての役割を担っているのである。

(8) a. When I made this masala chickpea for the first time, as usual I thought he won't like it and I will have to eat the most. Surprisingly, he ate a lot and I was left with small amount:) [*sic*].
b. Surprisingly, however, he ate a lot and... (a. はインターネットにて採取⁷)

上述のように、認識様態表示機能を付帯状況表現として具現化する文副詞には、主要命題内容の情報源を話し手が持っていることを含意する、いわば、「証拠属性表示機能」と共に、場面設定子として、新情報としての主要命題内容に対する聞き手の関心を高めるサスペンス効果も観察される。なお、(8b)の冒頭部は、however のような接合詞 (conjunct) を加えると、談話の結束性が高まるものと思われるが、インターネット上では、接続詞や接合詞 (接続副詞) を含まない (8a) のようなパターンが多く見られる⁸。

2.3 文副詞に対応する形容詞によって叙述される主要命題内容の情報特性

§2.1.2の用例(6)のうち(6d)以外の文副詞構文を(9)のような文副詞対応形容詞叙述構文に書き換えた場合、各形容詞も証拠属性表示機能を担え得るという共通点を持っているが故に、指示的意味に着目した場合、両構文は書き換え可能であることは既に述べた。一方、両構文の主要命題内容の情報特性の違いに着目すると、両構文間に異形同義関係は成立しないことが分かる。

(9) a. It is preferable {that entries (should)/ for entries to} be submitted in ink. (= (6a-2))
b. It is {possible, clear} that Tom is a genius. (= (6b-2))
c. It is reported that he has left London. (= (6c-2))

文副詞は、場面設定子として、主要命題内容に対する話し手の認識様態を具現化することに加え、主要命題内容に新情報の機能を担わせる。一方、文副詞対応形容詞叙述構文の典型的な構文である外置構文における主要命題内容 (that 節の内容) は「既知情報準拠表現」という情報特性を持つ。(10a, b)は、[逮捕]、[歓喜]という事象に加え、[譲歩] (逮捕された事実を否定はしないが、[逮捕]と[歓喜]の関係に矛盾も感じる)を表示する事象で構成されている。加えて、両文は、(10c)を前提として発話・

表現されているものとする。

- (10) a. Tom was arrested. Strangely, however, he was happy to go to jail.
b. Tom was arrested. #However, it was/is strange that he was happy to go to jail.
c. 上の a., b. の前提：

「刑務所は最低限の生活が保障されているので、刑務所暮らしをしたい。」という Tom の気持ちを、話し手（書き手）は知っているが、聞き手（読み手）は知らない。

(10a) では、[逮捕+譲歩] という事象の連続体に、[歓喜] が一貫性をもって追加されている。文副詞 *strangely* は、「不思議なことに」という話し手の認識様態を表示する機能を担うと共に、それに後続する新情報（主要命題内容）に対する聞き手の関心を高めるサスペンス効果も生み出している。[歓喜] を中核とする主要命題内容を言語化した *he was happy to go to jail* を理解した時点で聞き手の好奇心の一部⁹が満たされるのである。更に、*strangely* は、場面設定子という性質上、[逮捕+譲歩] から予測される可能な事象候補としての [歓喜] という事象を効率的に情報化するための「情報源」を話し手が既に持っていることを「合図」している。この場面での情報源は、例えば、「逮捕されて投獄されれば最低限の生活が送れるので刑務所に入りたいという Tom の発想は不思議だ。」という話し手の心情である。

一方、(10b) の 2 番目の発話・文の容認可能性が低いのは、聞き手が先行事象の [逮捕] という情報を入手した直後に、後続事象の [歓喜] という情報に対して、日常経験的に、「唐突感を感じない情報」として処理することが困難であるからである。加えて、文副詞対応形容詞 *strange* は、「主要命題内容叙述機能」を担うという性質上、[逮捕+譲歩] によって予測される可能な事象候補に、[歓喜] を含めることができない。つまり、（主要命題が新情報であるという）この文脈においては、文副詞対応形容詞叙述表現 *it is strange that* が担う「証拠属性表示機能」の特性上、聞き手が情報源の内容を既に知っていなければならないという条件に抵触してしまうのである。

上の「聞き手が唐突感を感じない情報」は「既知情報 (prior information¹⁰)」または既知情報から推定される情報である。本稿では、Bolinger (1972: Ch.7, 1977: Ch.4) の「that 節は既知性の高い事柄を述べる」という主旨の主張に立脚して、that 節が表す情報¹¹を「既知情報またはそれを手がかり (prior basis)¹²にして推定される情報」と定義する。以下、外置構文における that 節の情報特性を Bolinger (1977) に依り、具体的に見ておく。(11) の *understand* は目的語 that 節の直前に *it* を伴う “it that” が可能な述語の一つである。(11b) は *can* を加えることにより、(11a) の場合と比べ、that 節の内容の既知性が高まる (ibid.: 66)。understand のように感覚や理解を表す動詞は進行形不可であるが、「can + 感覚動詞」はその代用表現に近い意味を持つ¹³ので、話し手と聞き手が that 節の内容を共有しているという臨場性が増すために、“it that” が許容されるのであろう。

- (11) a. *I understand it that the election hurt them.
b. I can understand it that the election hurt them. (Bolinger (1977: 66))

(12) の両文の容認可能性に差が生じているのは、(12b) の *like that* が that 節の内容の既知性を高め

ているからである (ibid.: 74)。

(12) a. ?It would be regrettable that they should resign on the spur of the moment.

b. It would be regrettable that they should resign on the spur of the moment like that.

(Bolinger (1977: 74))

Bolinger は上の (11) 及び (12) で用いられている it を (人称代名詞ではなく) 照合代名詞 (指示代名詞 (reference pronoun¹⁴)) と見做している (ibid.: 66)。つまり, この it は先行文脈の既知情報を指示するのであるから, it の具体的内容を表す that 節も「既知情報準拠表現」であると言える。しかし, (13) のように, that の有無だけに基づいて, that 節の内容が既知的であると主張することは困難である。その理由の一つとして, that 節を従える述語の「叙実性¹⁵」(factivity) が関係していることが挙げられる。

(13) a. John knows they're guilty.

b. I understand (that) the election hurt them. (a. は Bolinger (1977: 68), b. は (11) に基づく)

that が省略されている (13a) の補文 they're guilty は叙実動詞 know に後続しているので, 話し手と John にとっては既知情報であるが (ibid.: 68), 聞き手にとって既知情報であるかは文脈で決まる。(13b) では, 非叙実述語 understand に後続する that 節は, 文脈が示されていないならば, that の有無に関係なく, 同節の内容が聞き手にとって既知情報であるかを判断することはできない。このように, 述語の叙実性に着目しても, that の省略可能性を適切に論じることはできない。it と that の関係に視点を置いた説明が必要となるのである。つまり, Bolinger の「前方照応の機能を担う it が that 節を指示するのであるから, that 節の内容は既知的である」という旨の説明により, 本稿における文副詞対応形容詞叙述構文の情報構造に対する簡潔な説明が可能になるものと考えられる。

以上, 本章では, 文副詞及びそれに対応する文副詞対応形容詞叙述表現は, 聞き手が主要命題内容を理解するための糸口を提供する「証拠属性表示機能」を有するという共通点が観察されるが, 一方, 文副詞は認識様態表示機能を担うのに対し, 文副詞に対応する形容詞は主要命題内容を叙述する機能を担うという機能上の相違が見出されることについて述べた。

3. 実例考察

本章では, 前章で得られた知見に基づき, 文副詞 (特に, 様相離接詞, 評価離接詞, 文体離接詞) とその形容詞対応形の談話構成機能の相違を現代英語の実例を考察することにより例証する。

3.1 様相離接詞とその形容詞対応形

本節では, clearly を含む文副詞構文とそれに対応する文副詞対応形容詞叙述表現に焦点を置いて両構文の情報構造を比較する。実例考察に入る前に, Taranto (2006) における談話形容詞論の中核的発想についてその概要を述べておきたい。同書は, clear を談話形容詞 (discourse adjective) と呼び,

it-that 構文が内包する談話構成機能について形式意味論に立脚した分析を行っている。様相離接詞 clearly との機能上の違いが浮き彫りにされている優れた研究書である。

用例 (14) について, Taranto (2006: 127) は次のように説明する。(14a) は, 例えば, 意味論の授業開始時に, 教師が, 「Heim (1982) は重要な博士論文である」と, 前回の授業時に受講者に伝えたことを思い出させ, その理由を当該の授業時間で議論すると告げて, 授業を続ける場合に相応しい用例であり, (14b) は, 「Heim (1982) が重要な博士論文である」と結論づけ, Heim (1983) についての話題に, 話題変更するときの場面で自然さを感じさせる用例である。

- (14) a. It is clear that Heim's 1982 dissertation was hugely influential in the field of semantics.
Let's discuss why that is…
b. …and thus it is clear that Heim's 1982 dissertation was hugely influential in the field of semantics. Moving on to Heim 1983… (Taranto (2006: 127))

(14) における両文の that 節が表す主要命題内容は, § 2.3 で述べたように, 既知情報を表示している。加えて, 文副詞対応形容詞叙述表現 it is clear that は, 話し手も聞き手も主要命題内容が真であることにコミット (commit)¹⁶ していることを含意している。一方, この文脈では, 同表現を様相離接詞 clearly と置換することはできない。clearly は話し手だけが, 新情報としての主要命題内容が真であることにコミットしていることを含意しているからである。なお, Taranto (2006: 特に § 5.4) に基づけば, 談話形容詞直後に to Tom などの経験者格 (experiencer) を付加した clear to Tom においては Tom が主要命題内容に「コミット」していることになる。clear だけであれば, to us が省略されており, 主要命題内容にコミットしているのは, 話し手と聞き手, 時に, それに加えて, 当該命題内容に対する (不特定の) 常識的知識の持ち主であると考えられる。このような情報共有状況を Taranto は, 「パブリックコミットメント (public commitment¹⁷)」という。

上の (14) において, 「コミットメント」の概念を導入することにより, 様相離接詞 clearly とその形容詞対応形 clear は同義の関係にはないという説明が容易になる。実例を考察してみよう。まず, (15) において, it is clear that の直前の文の主旨は, 概略, (15b) のように表現することができる ((15b) における, 「会話が片言であったこと」及び「恐怖感を払拭できないでいるという心的様態」は文脈を更に遡ると理解できる)。

- (15) a. I've learned more than I choose to tell the others from these bits and pieces of conversation during those moments when we stop briefly to escape the sun under a tree or in the shade of our armored car. It is clear that some of these Greeks not only fear that Germany has lost the war but that we will be leaving their country soon and they will be in danger for having worked at our side, the enemy's side.
b. ギリシャ人との片言の会話を通して, 言外に彼らがドイツに対する恐怖感を払拭できないでいることが伝わってきた。
c. ドイツが敗戦国になった後も, ドイツに恐怖を感じているギリシャ人がいる。

(a. は COCA より採取¹⁸)

この(15b)と、it is clear that 表現が従える主要命題内容の中核的な内容(15c)は、前者が抽象的で、後者が具体的という、抽象性の度合いは異なるが、内容間に類似性が認められる。従って、聞き手(読み手)は、「既知情報準拠表現」としての(15c)の命題内容が真であることに対してコミットすることができるのである。一方、it is clear that 表現を clearly に置換すると、(15c)は新情報を担うことになり、(15b)との内容上の一貫性が弱まる。加えて、(15c)の命題内容が真であることに対してコミットできるのは話し手(書き手)だけとなる。

次に、(16a)では、ボストン・レッドソックスの Masterson 投手の調子が悪く、負け試合直後の記者会見で、Farrell 監督が Clearly he's not right. で始まるコメントを述べている。主要命題 he's not right に先行する文脈で、Masterson の調子が良くないことが述べられているので、he's not right は「既知情報準拠表現」であると共に、同命題内容が真であることに対してコミットしているのは、Farrell 監督と記者の両者であると言える。本稿のこれまでの分析に依れば、(16a)の下線部は(16b)の方が自然な談話の流れの形成に貢献するように思われる。しかし、(16b)が選択されていないのは何故であろうか。

(16) a. Something is wrong with Justin Masterson. Even manager Sox John Farrell admitted after last night's pitiful performance in Oakland, a 9-2 loss to the A's. Masterson gave up six runs in 2.1 innings. He has given up 10 run, 13 hits and 7 walks in his last two starts. His ERA in seven starts is now 6.37. Clearly he's not right. said Farrell after the game, "We've got to check on him when he comes in tomorrow and just get a better assessment of where he is."

b. It is clear that he's not right.

(a. はインターネットにて採取¹⁹⁾)

その理由は以下のように説明できる。記者は、「Masterson 投手の調子が良くないですね。」というような質問をしたはずである。he's not right という主要命題の内容が真であることにコミットしているわけではないのである。聞き手(この記事の読み手)にしても、(少なくともファンであるならば)同投手の不調を信じたくはないはずである。そこで、完全にコミットしているのは Farrell 監督だけであるということを伝えるための語用論上の文体操作が効果的に行われているのである。

3.2 評価離接詞とその形容詞対応形

(17) の評価離接詞 unexpectedly の前後に2つの命題(18a, b)が表示されている。(18a)と(18b)は内容的に対立するが、情報の流れに一貫性が認められるのは、unexpectedly が、①「意外なことにも」という付帯状況を表す認識様態表示機能を担っている、②主要命題(18b)を新情報として聞き手に提示する上で、(18a)が情報源であることを動機づける「証拠属性表示機能」を担っている、という2つの理由が挙げられる。

(17) The IMF revised its global growth projection downward again for 2022, announcing that it expected 3.2% growth, an atrophy of -2.9% year-over-year. Somewhat unexpectedly, global equity markets soared but most commodity prices sagged as traders factored in the

probabilities of sagging demand.

(インターネットにて採取²⁰)

- (18) a. IMF が 2022 年の経済成長率は更に低下すると下方修正した。
b. 世界の株式市場の急騰にもかかわらず、トレーダーが需要低迷を予測したために物価が下落した。

話し手が (18b) を「意外な情報」であると主張するための情報源は、(18a) ではなく (18a) から推定 (infer) される「経済成長率が低下すると物価は上昇する」という命題内容である。この文字化されていない命題内容²¹ を聞き手が行間から汲み取れなければ、unexpectedly は効果的な証拠属性表示機能を担えない。文副詞が、新情報としての主要命題内容の情報源に聞き手を効果的に誘導できるのは、情報源を聞き手が容易に認識できる認識様態表示機能を担える場合に限られるのである。

次に、評価離接詞 unexpectedly に対応する形容詞 unexpected を含む外置構文を見てみよう。§ 2.3 で論じたように、(19) の that 節が表す「教職を離れた」という主要命題の内容は「既知情報準拠表現」として表示されている。直前の「常に教育に熱中していた」という過ぎ去った出来事を内包する副詞句 (二重下線部) が、「教職を離れた」という命題内容を含意しているからである。

- (19) I'm currently in my 19th year teaching English and drama at the middle school level. As someone who always struggled in school, it is somewhat unexpected that I ended up with a career in education! But I've always felt that my own difficulties become opportunities when I use them to help students who are struggling to achieve their goals.

(インターネットにて採取²²)

it is somewhat unexpected that は場面設定子の機能というよりも、主要命題内容に、「少し意外であるかもしれない」という叙述句として、新情報としてのコメントを加えており、主要命題内容に対する認識様態表示機能は担っていないと考えられる。場面設定子の機能は As someone who always struggled in school が担っている。一方、評価離接詞 unexpectedly の場合と同様、it is somewhat unexpected that は、主要命題内容の情報源が As someone who always struggled in school であることを聞き手に認識させる機能を担っている。

3.3 文体離接詞とその形容詞対応形

(20) は、アメリカ人歌手 John Mellencamp のファンクラブの掲示板への書き込み文であると思われる。文章は reluctantly で始まっている。コンサートに行けなくなったので、購入してしまったチケットをファンクラブの誰かに買って貰いたい、という内容である。

- (20) Reluctantly, I am not going to be able to attend this concert. I purchased 2 tickets at face value (225.00) plus about 24.00 in taxes for each for a total of over 500.00. The seats are orchestra row 3, seats 15 and 16 and are etix. Will be willing to take face value for them minus the taxes. Email me if interested...

(インターネットにて採取²³)

冒頭の *reluctantly* は「言いにくいことですが」という文体離接詞としての解釈が妥当であろう。同文副詞は、コンサートに行けなくなった事情に接して、「コンサートに行けない」という心的にメタ表示された命題内容を含意している。この場合の証拠属性は推定 (inference) である。なお、これまでの説明と同様に、主要命題内容は「既知情報準拠表現」ではないので、*I am reluctant to say that* 表現²⁴ と置換できない。

次に、(21) における *I am reluctant to say that* 表現が従える主要命題は、(21b) をその中核的内容とする。直前の二重下線部は、(21c) をその主旨とする。(21b) は (21c) を敷衍 (具体化) した表現であると考えられる。つまり、波線部は聞き手にとって「既知情報準拠表現」であると言える。よって、上の (20) の場合とは逆に、*I am reluctant to say that* 表現を文副詞 *reluctantly* と置換することは困難である。

(21) a. No matter what the endeavor, professionals at any level improve when challenged. We scientists think of ourselves as purveyors of the truth. We do not argue philosophy; we argue data. We do not appeal to emotions of the heart; we appeal to the processes in the head. However, we have a corresponding responsibility to address issues many of us are not equipped to address.

I am reluctant to say that too many of my colleagues take the “forensic” out of forensic science. Most of us have not been trained in the “forensic” part of forensic science.

b. 科学捜査法の本質が理解できていない研究者が多すぎる。

c. 多くの科学捜査法研究者にとって未解決の難問が残されている。

(a. はインターネットにて採取²⁵)

以上、本章では、現代英語の実例を用いて、文副詞のうち、特に、様相離接詞、評価離接詞、文体離接詞とその形容詞対応形が従える主要命題内容の情報特性について考察した。

4. おわりに

本稿では、文副詞は主要命題の内容が聞き手にとって新情報であることを合図するのに対し、文副詞対応形容詞は主要命題の内容が聞き手にとって「既知情報準拠表現」であることを合図するという機能の相違について論じた。(22) は、談話・文章レベルにおいて、両構文の間に異形同義性は成立しないことを意味するものである。

(22) a. 文副詞構文 = 文副詞 + 新情報としての主要命題

b. 文副詞対応形容詞叙述構文

= 文副詞対応形容詞叙述表現 + 既知情報準拠表現としての主要命題

(22a) において、話し手の認識様態を表す文副詞は場面設定子として、「主要命題内容を知りたいという聞き手の好奇心を高める」サスペンス効果を担う。この主要命題内容が新情報であるにも関わらず、聞き手に唐突感を与えないのは、文副詞が証拠属性表示機能を内包することに依る。(22b) に

における「既知情報準拠表現」は、先行文脈内の既出表現に、「繰り返し」、「言い換え」、「敷衍」等を施した表現である。

最後に、文副詞及び文副詞対応形容詞が関与する主要命題内容の情報特性の相違を(23)のように纏め、筆を擱く。

(23) 話し手は、①文副詞を使って、自分がコミットする新情報に聞き手を誘導し、②文副詞対応形容詞叙述表現を使って、「既知情報準拠表現」に聞き手をコミットさせる。

【註】

- 1 この用語は一般的ではないが、文副詞とそれが修飾する主要命題で構成される表現形式を本稿では、「文副詞構文」と呼ぶことにする。
- 2 この用語は筆者が便宜上、本稿で使用するものである。典型的には、「it+be+文副詞に対応する形容詞+that節」の形式を「文副詞対応形容詞叙述構文」と呼ぶことにする。例えば、(i)のように具現化される。
(i) It is strange that John didn't come.
「文副詞対応形容詞叙述表現」(i)の下線部は、一般的な統語範疇 NP, VP, AdjP 等に分類することはできない。むしろ、定型表現 (formulaic sequence) とかレキシカルフレーズ (lexical phrase) として扱うべきものとする。他に、(ii)の下線部も「文副詞対応形容詞叙述表現」に含める。
(ii) I am frank in saying that John stole the money.
- 3 本稿中の用例に引かれた下線は断りが無い限り、全て筆者による。
- 4 副詞関係の用語訳は日本の英語学界で一般的に用いられている訳を使う。
- 5 Palmer (2001: 22) における「証拠性モダリティ」の下位カテゴリーについて、例えば、「報告的モダリティ」は、reportive のように形容詞を用いて表記されている。本稿では、reportive modality のように名詞句として表記する。
- 6 <https://pep-web.org/search/document/ZBK.051.0028A?page=P0028> (最終確認日: 2022年10月1日)
- 7 <https://www.healthyfreshcook.com/2012/11/masala-chickpea.html> (最終確認日: 2022年10月1日)
- 8 接合詞以外の文副詞も接続機能を備えているのかもしれないが、このことについては、紙幅の都合上、本稿では論じない。
- 9 窃盗の理由が語られた後、聞き手の好奇心が十分に満たされる。
- 10 prior information は Bolinger (1977: 71) に依る。
- 11 Bolinger (1972: 9) は、that節の that は指示代名詞から従属接続詞に派生したという Jespersen (1928: 32-33 (§2.3.1)) の説に言及している。なお、従属接続詞の that は本来、前方照応的であるという主旨の Jespersen 説は日本の英語学界でもしばしば紹介されてきた。
- 12 この用語の訳(「手がかり」)は中右 (1981: 例えば142) による。
- 13 『ジーニアス英和大辞典』(大修館, 2001) の can の項を参照。
- 14 Bolinger はこの文脈で、demonstrative pronoun (指示代名詞) とせず reference pronoun としている。it の「人称性」よりも「前方照応性」を意識した用語選択と思われる。
- 15 述語の「叙実性」や「断定性」に関する嚆矢的研究は、言うまでもなく、Kiparsky and Kiparsky (1971), Hooper and Thompson (1973), Hooper (1975) である。
- 16 本稿では、Taranto (2006) に基づき、「談話参与者(話し手, 聞き手)が命題内容に視点を置く」と規定しておく。なお、「命題内容に視点を置く」は「命題内容と一体化する」ということでもある。
- 17 同用語に対する適当な和訳が見当たらないので、「(主要命題内容の) 公的共有」と訳しておく。

- 18 *The Corpus of Contemporary American English: 560 million Words, 1990-2019*. Available online at <http://corpus.byu.edu/coca/> (最終確認日：2022年10月1日)
- 19 <https://929theticket.com/something-is-wrong-with-masterson/> (最終確認日：2022年10月1日)
- 20 <https://www.barclayhedge.com/insider/cta-press-release-august-2022> (最終確認日：2022年10月1日)
- 21 「文字化されていない命題内容」は、この文脈では、関連性理論 (relevance theory) における implicature と置き換えてもよい。同語は、Grice, H. P. の言う implicature (含意) と区別する上で、一般に、「推意」とか「暗意」と訳される。文副詞の証拠属性表示機能が、聞き手に、(主要命題内容の情報源としての) 推意を的確に解釈させ、主要命題内容にコミットさせるための情報処理の仕組みについては別稿で論じる。
- 22 <https://seabrightcoaching.com/about-gwyneth/> (最終確認日：2022年10月1日)
- 23 <http://forum.mellencamp.com/index.php?action=printpage;topic=2832.0> (最終確認日：2022年10月1日)
- 24 この表現も「文副詞対応形容詞叙述表現」に含める。註2も参照。
- 25 https://www.txcourts.gov/All_Archived_Documents/ccainformation/tcju/pdf/Bono3.pdf (最終確認日：2022年10月1日)

【参考文献】

- Aikhenvald, Alexandra Y. (2004) *Evidentiality*. Oxford: Oxford University Press.
- Bolinger, Dwight (1972) *That's That*. The Hague: Mouton.
- Bolinger, Dwight (1977) *Meaning and Form*. London: Longmans. (中右実訳 (1981) 『意味と形』こびあん書房)
- Greenbaum, Sidney (1969) *Studies in English Adverbial Usage*. London: Longmans. (郡司利男・鈴木英一監訳 (1983) 『グリーンボーム 英語副詞の用法』研究社)
- Hooper, Joan (1975) On assertive predicates. In John Kimball (Ed.), *Syntax and semantics* 4, New York: Academic Press, 99-124.
- Hooper, Joan and Sandra Thompson (1973) On the applicability of root transformations. *Linguistic Inquiry* 4, 465-497.
- Jespersen, Otto (1928) *A Modern English Grammar on Historical Principles, Part III, Syntax, Second Volume*. London: George Allen and Unwin.
- Kiparsky, Paul and Carol Kiparsky (1971) Fact. In Manfred Bierwisch and Karl Heidolph (Eds.), *Progress in Linguistics: A Collection of Papers*, Mouton: The Hague, 143-173.
- Palmer, Frank R. (1986, 2001²) *Mood and Modality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Taranto, Gina (2006) *Discourse Adjectives*. New York: Routledge.

(すずき ひろお 英語コミュニケーション学科)